

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		第1回豊島区公契約条例に関する検討委員会
事務局（担当課）		総務部契約管財課
開催日時		令和7年4月21日（月）17時50分～20時00分
開催場所		豊島区役所5階510会議室
議 題		議案 豊島区公契約条例の制定について
公開の 可否	会 議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会 議 録	☐ 公開 ☐ 非公開 ☒ 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由 行政機関における政策意思決定過程途上に位置づけられる内容を含むため
出席者	委 員	豊島区建設業協会 会長 伊藤 武司、 日本労働組合総連合会 東京都連合会 西北部ブロック地域協議会 事務局 局長 久保 知子、 公益社団法人東京ビルメンテナンス協会 専務理事 高橋 誠、 社会保険労務士 武江 勇、 東京土建一般労働組合 豊島支部 書記次長 寺島 耕平、 立教大学 法学部長 原田 久
	事 務 局	総務部長、契約管財課長、契約管財係長、契約G職員

審 議 経 過

- ・審議に先立ち委員長、副委員長の選出を行った。

事務局：(資料 1-1 及び資料 1-2 に基づき説明)

A 委員：条例化に向けて進めているがゆえのタイトなスケジュールを提案されていると受け止めるものの、諮問から答申までを 10 月から 12 月ということで非常に早いスパンで行うスケジュール感になっている。先行自治体の審議会でも、3 回では審議は尽くせず、次回に申し送るという形になってしまっている。8 月の人事院勧告が決まる前に春闘でおおまかな相場がわかってくる。また豊島区のハローワークを見ると全体の相場感も見えてきたりする。できれば意見聴取 1 回だけではなく、諮問に入れば審議が尽くされるのではないかと思う。

事務局：今回は、初年度ということもあり、まず議会に条例案の議決をもらわないと条例がスタートしない。第 3 回定例会、10 月の中旬から後半ぐらいに議決をもらい、そこから条例の効力が発するというようなスケジュールになる。この段階を踏まえると、今年度につきましては、10 月より前に、動き始め、どこまで具体的に動けるかというのは課題があると思っている。

委員長：どうしても積み残しの議論は出てくるので翌年度に繋げていくという形にしないといけない。議会で承認をもらった場合の施行は翌年度か。

事務局：条例そのものは議決の後直ちに施行と考えている。条例が施行しないと、審議会が設置できないというような事情もある。一部施行も可能だと思うが、労働報酬下限額等がまだその時点で定まってない状況のため、本当の意味での契約に制限をかける施行はまだこの段階ではできない。そのタイミングは令和 8 年 4 月からスタートする

B 委員：先ほどあった意見に対して反対である。東京労働局から最低賃金が発表されてそれが行き渡るのが大体 10 月ぐらいである。この最低賃金法に基づく最低賃金が公表されたときにその背景や、引き上げが率等を勘案しながらでないと、なかなか団体としてまとまった意見が形成できない。

事務局：労働報酬下限額の決め方というのは後ほど骨子のところでも触れるが、最低賃金をベースにしたいと思っている。工事の方の労働報酬下限額については、国交省や農林水産省の設計単価をベースにしたいと考えており、そちらの時期との問題もあって、最低賃金だけで先行して議論が進むというのも条例全体では意見がまとまらなくなってしまう気もしている。

委員長：どの時期で議論するかということはどういうエビデンスに基づけるのかという議論に繋がるということがよく理解できた。次の議題に移りたいと思う。

審 議 経 過

事務局：(資料 2 に基づき説明)

委員長：条例の本則で特定公契約の対象の金額を書いていくというのが一般的なのか。最近は物価が上がっていくので、条例に書いてしまうと大変なことになりそうな気がするが、規則に委任することになるのか。

事務局：豊島区においては条例で定めたいと思っている。

視察した台東区は条例で定めている。また千代田区が早いうちに制定したが、経過措置ということで、条例で金額を定め、段階を追って金額を上げて行くようにしている。

委員長：条例で書いた方が明確だが、条例で数字を書いてしまうとキャッチアップするのは大変だという気がする。物価が上がらないときはそれで良いが、今の状況のときに金額書いてそのままといった運用が本来条例作ったときの趣旨なのかどうかということも、議論の余地が出てくると思う。定めてしまうということは条例の趣旨に見合った対応になるのだろうか。より厳しいところについてはある程度対象を絞って見ていくというようなことからすると、公契約と特定公契約を重ねてしまうということは条例の趣旨でおそらくないと、その塩梅というのはどう考えたらいいかというの、あらかじめ考えておくべきことという気がした。

B 委員：千代田区について、工事については今年度から 1 億円以上になっており、委託については 2000 万以上になっている。豊島区では 2000 万円以上にするとほとんど該当する案件がない。建物清掃それから警備、設備管理、いずれも大半が 500 万以下に収まっているので、そのあたりで線を引かないと、もうほとんど無意味になってしまうだろうと考えている。一番懸念しているのは、ダンピングである。ダンピングはどうやってその財源をひねり出すかという、それは社会保険である。業界としては、適正な価格で良質なサービスを提供したいと考えている。私どもは毎年東京都の財務局とそれから議会に、社会保険の適用条件について厳格に審査してほしいとお願いしている。この 1 年で実現し、東京都の契約をする業者については調査で社会保険労務士会に委託をして社会保険の管理状況をチェックしている。社会保険の適用状況についてきちんとした立ち入り検査なり報告聴取なり、罰則なりを求めないと、ほとんどしり抜けになってしまう

委員長：さきほど千代田区が 1 億と 2000 万円になったというところだが、その背景はどのようなものだったのか。

B 委員：千代田区の場合には経過措置を取って経年で下げている。おそらくこれ以上はもう下がらないと思うが。なるべく一部だけではなくて網を広くかけるという趣旨で経過措置をしていると思う。

委員長：話を聞いていて思ったのは高速道路のオービスみたいなもので、1 キロでも速度がオーバーしたものは全部捕まえるのか、それとも本当に危険運転をしている連中を捕まえるのか、それによって、たくさん捕まえた方がいいという議論もあるだろうが一度そうすると捕まえて回る

審 議 経 過

のが大変である。逆にスピードを 100 キロ、200 キロオーバーとかにしていると、全然捕まらない。制度の趣旨からするとある程度この条例のターゲットになるようなところがないと当然ながらいけない。他区がそうしているからこの金額でいいではなくて、これぐらいで線引きするとこれぐらいのターゲットになり、どの程度インパクトがあるのかということ踏まえて行い、少々慣れていったらまた広げるといことも場合によってはあるかもしれないと思う。事務局意見はあるか。

事務局：趣旨を考えれば、多くの契約がかかればいいのかもしれないが、現実的に例えば、我々区側の体制が難しいという問題もある。また、対象となる事業者の理解と対応というものも考えると、事業者側の対応できる状況も踏まえて、最初はあまり広げすぎず、スタートできたと思う。

委員長：指定管理者審査委員会で一番懸念していることがあり、どんどん任せるべき事業者がいなくなっている。ゼロになったらどうするのだろうかという心配を個人的には非常にしている。ある程度事業者にも応えうるような、ある程度の期間でまずは理解してもらい、時間的な余裕をもってやっていくということがすごく大事かと思う。

C 委員：公契約条例の中の話していたことは、建設業については、全部行っていないと入札に参加できない。この目的のところの労働報酬下限額が契約に関する区の方針を定めることにより、労働者賃金引き下げやダンピング防止に繋がるというのは、建設業には当てはまらない。働き方改革で週休 2 日制になり 6 日から 5 日に減らされてしまった。国交省が定める公共工事の積算に用いる労働単価と書いてあるが、これも実は全然合っていない。実際の話、これを指定されても絶対にこの金額で人を雇うところはないと思っている。どちらかというと国交省の労務単価に関わらずもう少しいただきたいと思っているし、国交省にも要望を出している。そのためこれを見て特別支障があるとは思っていない。また、労働条件等調査に対象になったが、ある一定の規模の会社ではないと対応できないのではないかと考えた。規模が小さい会社には検査が入れたら、全部仕事が止まってしまうという印象であった。そのぐらい細かく見られた。

事務局：国が定める単価では、十分な価格ではないという意見について、実際にそのような状況があると思う。豊島区としては今の状況は労働報酬下限額以上のものが支払われていると考える。ただ条例については、この先未来に向かって、どのように情勢が変わっていくかわからないため、公契約条例を定めて理念を示すことが大切だと考えている。先ほど委員長からも話があった通り、基本的には何か重大なことが起きたときに、調査をすると思っている。その際の調査内容は労働条件等調査に近いものにはなると考えている。労働条件等調査も契約条例施行後にも継続してこちらでも取り組んでいきたいと思っている。(調査等の) そういったコストのことを考えると、例えば特定公契約の対象の金額について、労働条件等調査の釣り合いを取るようなものにしていくという配慮が必要なのではないかと思った。

C 委員：金額というところではなく、労働条件調査で調査を行う人員の資質の問題である。区か

審 議 経 過

ら委託されているので勘違いしているところもあるのかと感じた。

委員長：国が定める金額では少なすぎるということであるが、何か景気の変動があったときのセーフティネットは必ずいるだろうと思う。何かあったときに、これは下回ってはいけない、という基準を準備してそこをいつも参照できるようにしておくことは現実的にその金額でやることはないにしても良いのではないか、保険みたいなものではないか、全くその定めるところに意味がないというわけではないと思う。現実離れしているということは指摘の通りと思う。

C 委員：逆転現象が起きる可能性に備えて、こちらから何か言うことはない。ただ一点だけ気になるところがある。労働者等の申し出というところがあり、労働者報酬の不払いまたは云々と書いてあるが、ぜひ足していただきたい文章がある。虚偽の場合には、罰則があるようにしてもらいたい。

委員長：どのように執行するかも含め、この条例に関して罰則を設けることができるかどうかは難しい論点である。

C 委員：意見を上げた理由として、残業したと手帳に書かれたものが裁判で認められて、2000万円ぐらい払うことになった知り合いがいる。経営者として虚偽の申告は怖いものである。

委員長：そもそもこの条例に罰則の規定はなさそうに思えるが、条例の趣旨おり履行させるためには罰則があってもいいのではないかという議論もありうるところだと思うが、それがなさそうに見える。その点はどうか。

事務局：事務局としては区との契約においては、契約の解除あるいはその事実の公表というものをペナルティとして捉えている。虚偽の申し出をした労働者を何か別の罰を受けて罰するということは今の条例では考えていない。

委員長：罰則を入れると、地検に持っていく必要があり、なかなか難しい話となる。契約の解除であるとか公表であるというのは、法的なサンクションと同等まで行かないまでも、それに匹敵するような効果はおそらくあると思う。ただ、労働者に対してという部分についてはこの条例がカバーするには厳しいかと思う。

D 委員：社会保険について言うと国の方でも、例えば人数制限をなくして、加入してもらうような方向で見直しを行う予定。少子高齢化だけでなく、将来的な年金の問題も含めて、見直しを行う予定。年金事務所は、社会保険の加入していないところに調査に入っている。労働条件調査のことで話すと、書類審査の中、社会保険、雇用保険の加入の問題で、加入要件があるにも関わらず、加入していない人がいないかどうか、算定基礎届などの書類を提出してもらう。労働保険・雇用保険については、労働保険申告書などを出してもらっている。それと人数確認を行い実際対象の方が入っていない場合はこの人を加入させるよう指導する。違っていれば報告書を出す前に

審 議 経 過

是正してもらう。労働法令に関する各種問題は、労働基準監督署が管轄している。調査に入ることもある。調査はかなり厳しい是正指導となることもある。労働基準監督署の調査に比べると、労働条件等調査は、そこまで厳しいものではないと考える。

E 委員：国の設計労務単価の平均を取ってというのが各自治体としては多いのかと思うが、社会保険の問題というのが 2011 年頃から建設業は非常に問題になっており、国交省が出している規格が社長負担、労働者負担の部分というのが見られていないというのが現実であり、総額の 34 パーセントの上乗せをしてもらえないと今まで通りのことが出来ない現状である。下限額のところはすり合わせが必要と考えるが、労働条件等調査について同時に平行していくとなると、事業者の負担が多くなってしまうと思う。足立区は施行から 10 年以上経っているが、やはりもう毎回審議会のところで、金額を変更している。賃金下限報酬額についても、実際の足立区内の建設現場を見て、職人に実際いくらぐらいもらっているのかを調査し 12 年ほどのデータを取り、金額の交渉をして改正に至っている。なかなか間を取るということが難しいと思っている。

委員長：社会保険の話が出たがどうか。

事務局：今の条例骨子案では直接的に社会保険に関して何か調査する予定はしていない。同時並行で継続していく労働条件調査の方でカバーするところと思っている。

A 委員：条例案骨子 10 番の 15 の特定受注者とする契約というものはペナルティということか。

事務局：区と直接契約する事業者だけではなく、下請けあるいは再委託で広がっていく事業者にも同等の条件を守っていただこうと思って入れている。

A 委員：この会議は傍聴可能なのか。

事務局：会議は公開である。人数が収まるようであれば対応させていただきたい。また、この後の審議会も同様に考えている。

委員長：事務局としては、会議を公表しているのか。

事務局：今回は初回であったため、行っていないが、HP 等で公表する予定である。

B 委員：清掃警備と設備管理では全く就業形態も違い、単価も違う。建物管理については建築保全業務単価というのが毎年やはり国交省から発表されている。それでも、非常に金額にばらつきがある。保全業務の場合は、電気技術など資格がなければいけないなど、基本的には正社員である。清掃の場合にはほとんどがパート。その結果どうなるかというと、一種で定めているところはインフレになっている。具体的に言うと世田谷区とか新宿では時給単価が 1400 円を超えている。最低賃金は 1163 円である。千代田区は 1300 円。清掃・警備や設備管理を一つの単価で定め

審 議 経 過

ようとするから、世田谷区みたいに非常に高くなってしまう。もし ILO 型にするのであれば、一種だととても厳しいと思う。圧倒的な多数が一種しかないから一種の方がいいというふうに単純には考えないほうが良い。豊島区自身も苦勞することになると思う。慎重に検討してもらいたい。

委員長：我々として改善を常に意識をすると常に見直しをしていって問題点を常に残し、TOD Oリストみたいなものを意識して構築していき、条例自体できるところから問題は少しずつ解決していく。理想的なものを作ってこれで終わりということは良くないと思う。常に改善できるようなリストを作成し、常に意識をしながら、このメンバーで意識合わせをするため、ぜひとも協力をいただきたい。今の議論を全部まとめるのはなかなか難しいと思うので、できるところから行い、しかし課題はしっかり認識していくというところは皆様方で本日同意をしてもらいたい。本日の検討委員会はこれにて終了とする。

〔 1 9 時 4 0 分 閉会〕